

名 誉 会 員 規 程

(目的)

第1条 公益社団法人茨城県作業療法士会定款第6条1項に定める名誉会員の資格要件及びその権利はこの規程の定めるところによる。

(手続)

第2条 名誉会員は、常任理事会の推薦提案に基づき、理事会で審議され、総会の議決を経て決定する。

第3条 理事会は、名誉会員候補者が名誉会員の資格要件を充足している場合には、審議の上、同候補者を名誉会員として推薦することを決定する。

第4条 名誉会員の推薦が理事会で決定されたときは、会長は、その旨を本人に通知し、その承諾を得るとともに、次期の総会の議決後すみやかに名誉会員証を贈呈し、その功労を讃えるものとする。

(資格要件)

第5条 名誉会員として推薦されるには、作業療法に関する学問及び技術に関する功績顕著な者、又は本法人の目的達成に多くの貢献をした者で原則として以下のいずれかの要件を満たさなければならない。

- (1) 推薦日において満50歳以上で会員歴が通算15年以上の正会員であること
- (2) 本法人の会長、副会長の経歴もしくは本会の運営上の顕著な功績があること
- (3) 本法人の理事就任期間が通算6年以上あること

(権利)

第6条 名誉会員は正会員と同等の権利及び資格を有するほか、以下の権利を受けることができる。

- (1) 当年度以降の会費納入を要しない
- (2) 学術情報交換、知識普及に関する本法人の各種行事に参加するために必要な費用は免除される
- (3) 会長もしくは理事からの要請によって、理事会、各種委員会に出席し意見を述べることができる

(退会)

第7条 名誉会員は、次の各号のいずれかに該当した場合その資格を失う。

- (1) 死亡したとき
- (2) 免許を取り消されたとき
- (3) 本法人の名誉をき損し、または本会定款に違反するような行為をしたとき

2 名誉会員は、その旨を会長に届け出て退会することができる。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附則

1. この規定は、平成28年3月6日から施行する。